



# 山形県公報

平成27年6月9日(火)  
第2653号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……795
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(水産振興課) ……796
- 同……………(林業振興課) ……797
- 同……………(教育委員会) ……同
- 同……………(同) ……798
- 平成27年度教科書展示会の開催……………(同) ……799
- 指定管理者の募集……………(同) ……800

## 告 示

### 山形県告示第563号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------|---------|-------------|
| 特定非営利活動法人びーす       | 訪問看護ステーションびーす<br>酒田市下安町15番地の5     | 訪 問 看 護 | 平成27. 5. 25 |
| 株式会社ライフパートナー       | ヘルパーステーションめぐみ<br>酒田市こがね町一丁目20番11号 | 訪 問 介 護 | 同           |

### 山形県告示第564号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|-------------------------------|----------|-------------|
| 特定非営利活動法人びーす         | 訪問看護ステーションびーす<br>酒田市下安町15番地の5 | 介護予防訪問看護 | 平成27. 5. 25 |

## 公 告

漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設
- (2) 所在地 鶴岡市由良及び同市堅苔沢地内

### 2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成27年6月10日（水）から同年7月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 配布場所

山形県農林水産部水産振興課

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3298

なお、募集要項の郵送を希望する場合は、上記の場所に問い合わせること。また、山形県のホームページからも入手することができる。

### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成27年7月6日（月）から同月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年7月21日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県眺海の森
- (2) 所在地 酒田市土淵、同市山寺及び同市田沢地内

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成27年7月6日（月）から同月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年7月21日（火）午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県農林水産部林業振興課林政企画担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2518

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成27年6月10日（水）から同年7月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県青年の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月9日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県青年の家
- (2) 所在地 天童市小路一丁目7番8号
- 2 指定の期間  
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 申請に必要な資格  
次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事務所を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所  
山形県教育庁文化財・生涯学習課青少年教育施設担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3126  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年7月21日（火）までの消印があるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県朝日少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月9日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 山形県朝日少年自然の家
  - (2) 所在地 西村山郡大江町大字左沢字楯山2523番地の5
- 2 指定の期間  
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 申請に必要な資格  
次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事務所を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県

における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所  
山形県教育庁文化財・生涯学習課青少年教育施設担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3126  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年7月21日（火）までの消印があるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成27年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成27年6月9日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成27年6月19日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 各日午前9時から午後4時45分まで
- 3 会場及び展示内容

| 教 科 書 展 示 会 会 場                | 展 示 内 容                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書      ・中学校用教科書</li> <li>・高等学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> <li>※ 一般図書を含む</li> </ul> |
| 山形市城西町二丁目2番15号<br>山形市総合学習センター  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校用教科書      ・中学校用教科書</li> <li>・特別支援学校用教科書<br/>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)</li> </ul>                                       |

|                                  |                                                                        |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 上山市けやきの森1番1号<br>上山市立南小学校         | ・小学校用教科書 ・中学校用教科書<br>・特別支援学校用教科書<br>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)              |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>山形県村山教育事務所  | ・小学校用教科書 ・中学校用教科書<br>・高等学校用教科書<br>・特別支援学校用教科書<br>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター     | ・小学校用教科書 ・中学校用教科書<br>・特別支援学校用教科書<br>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)              |
| 新庄市大字金沢字大道上2034番地<br>山形県最上教育事務所  | ・小学校用教科書 ・中学校用教科書<br>・高等学校用教科書<br>・特別支援学校用教科書<br>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) |
| 米沢市金池三丁目1番14号<br>置賜総合文化センター      | ・小学校用教科書 ・中学校用教科書<br>・特別支援学校用教科書<br>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)              |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>山形県置賜教育事務所      | ・小学校用教科書 ・中学校用教科書<br>・高等学校用教科書<br>・特別支援学校用教科書<br>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東7番の1<br>山形県庄内教育事務所 | ・小学校用教科書 ・中学校用教科書<br>・高等学校用教科書<br>・特別支援学校用教科書<br>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用) |
| 酒田市中町一丁目4番10号<br>酒田市役所中町庁舎内      | ・小学校用教科書 ・中学校用教科書<br>・特別支援学校用教科書<br>(小学部知的障害者用、中学部知的障害者用)              |

備考 土曜日及び日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年6月9日

山形県教育委員会  
委員 長 南 博 昭

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県体育館及び山形県武道館  
 (2) 所在地 山形市霞城町1番2号

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等がグループを構成しての応募も可能とする。この場合、当該グループの各法人等についても、応募資格の要件を満たすこと。

- (1) 県内に主たる事務所を有するものであること。  
 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。  
 (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
 (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。  
 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県教育庁スポーツ保健課 庶務担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2561

#### 5 募集要項等

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) 募集要項の配布期間は平成27年6月9日（火）から同年7月21日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁スポーツ保健課のページからも入手することができる。

(3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成27年6月9日印刷  
平成27年6月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056